

被害にあったときの記録

- 警察や検察の捜査（事情聴取）、弁護士への相談、行政窓口（区市町村など）の手続などで、被害にあったときのことを聞かれることがあります。
- 事情聴取では被害状況などを直接説明しなければなりません。支援を受ける行政窓口などで聞かれたときには、この記録を見せることもできます。

被害の状況

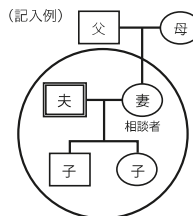
事件・事故の発生日時

年 月 日 () 午前・午後 時 分頃

殺人 殺人未遂 暴行傷害 性犯罪・性暴力
交通死亡事故 交通事故（死亡を除く） その他（ ）

家族構成図（ジェノグラム）

支援者と一緒に作成してみましょう



※書き方
 ・記号を使って書きましょう。
：男性 ：女性
 ：被害にあわれた方
 ・同居している範囲を「線」で囲みます。
 ・できれば年齢も書きましょう。

 ✖

